

# ○健康増進法等に基づく給食施設の各種届出について○

## 対象施設

- ・**特定給食施設**・・・1回100食以上または1日250食以上
- ・**その他の給食施設**・・・1回20食以上または1日50食以上

上記に該当する給食施設を対象に下記の届出および報告をお願いしています。

## 給食開始届・給食内容変更届

### (1)開始届

給食を開始又は再開しようとするときは、開始又は再開の日から1月以内に、給食開始(再開)届を提出してください。

- <必要書類> ①給食開始(再開)届  
②施設平面図

### (2)変更届

給食開始(再開)届で届け出た内容について変更が生じたとき、又は給食を休止あるいは廃止しようとするときは、変更の日から1月以内に、給食内容変更(休止・廃止)届を提出してください。

- <必要書類> ①給食内容変更(休止・廃止)届  
②施設平面図(施設の構造が変更したときのみ)

特定給食施設およびその他の給食施設のうち保健所長が必要と認めた施設の設置者は、保健所長に、健康増進法第20条、健康増進法施行規則第6条および大分市健康増進法施行細則第3条および大分市特定給食施設等指導要領第3条の規定により、先の事項を届け出る必要があります。

## 給食施設状況報告書

**毎年6月1日現在の施設状況について**  
**その年の7月末日までに保健所長へ報告**

する必要があります。



給食施設

報告書

毎年報告  
7月末日までに  
保健所へ



大分市健康増進法施行細則第6条および大分市特定給食施設等指導要領第5条の規定により、給食施設の管理者は保健所長へ報告する必要があります。状況報告書の様式は給食施設の種類毎に作成しておりますので、該当する状況報告書様式を使用し、記入要領を確認し、記入してください。